

## 育児休業について

	ページ
1 育児休業の取得状況等について .....	1
2 対象となる労働者について .....	9
3 育児休業の期間、回数について .....	16
4 その他 .....	18

# 1 育児休業の取得状況等について

## (1) 育児休業制度の規定の有無別事業所割合

(%)

	総計	規定あり	規定なし	無回答
【総計】	100.0 <100.0>	61.4 <53.5>	38.5 <46.5>	0.0 <->
【事業所規模】				
500人以上	100.0 <100.0>	99.2 <98.7>	0.8 <1.3>	- <->
100～499人	100.0 <100.0>	93.6 <88.5>	6.4 <11.5>	- <->
30～99人	100.0 <100.0>	78.0 <74.0>	21.8 <26.0>	0.2 <->
5～29人	100.0 <100.0>	57.5 <49.4>	42.5 <50.6>	- <->
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	81.1 <77.0>	18.8 <23.0>	0.1 <->

事業所総数=100.0%

資料出所 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成14年度)

- (注)
1. 表中の<>内は、平成11年度調査の数値である。
  2. 該当する事項が0の場合「-」で表示した。
  3. 「0.0」の欄は集計した数値が表意単位に満たないものである。
  4. 数値の左横に「\*」を付した数値はサンプル数が少ないため、結果の利用には注意を要する。

※ 上記1～4の注については、厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成14年度)を資料出所とするすべての資料について同じである。

(2) 育児休業取得者割合

(%)

	育児休業取得者の男女比			出産した者に占める育児休業者の割合	配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合
	総計	女性	男性		
【総計】	100.0 (100.0)	98.1 (97.6)	1.9 (2.4)	64.0 (56.4)	0.33 (0.42)
【事業所規模】					
500人以上	100.0 (100.0)	99.5 (99.6)	0.5 (0.4)	77.2 (76.3)	0.13 (0.11)
100~499人	100.0 (100.0)	99.7 (99.4)	0.3 (0.6)	75.9 (71.4)	0.06 (0.14)
30~99人	100.0 (100.0)	99.9 (95.6)	0.1 (4.4)	64.2 (47.2)	0.02 (0.91)
5~29人	100.0 (100.0)	95.7 (97.6)	4.3 (2.4)	55.6 (55.0)	0.53 (0.34)
30人以上(再掲)	100.0 (100.0)	99.8 (97.6)	0.2 (2.4)	71.2 (57.9)	0.05 (0.55)
【育児休業制度の規定有り事業所】	100.0	98.6	1.4	71.6	0.27

資料出所 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成14年度)

(注) 全事業所において、H13.4.1~H14.3.31までの1年間に出産した者(男性の場合は配偶者が出産した者。)に占める、H14.10.1までの間に育児休業を開始した者の割合である。

(3) 復職者割合

(%)

	育児休業者			女性の育児休業者			男性の育児休業者		
	復職者	退職者		復職者	退職者		復職者数	退職者数	
【総計】	100.0 (100.0) (100.0) (100.0)	(88.8) (11.2) (82.4) (17.6)		99.1 (98.4) (100.0) (82.1)	(88.7) (11.3) (17.9)		0.9 (1.6) (100.0) (100.0)	(100.0) (100.0) (100.0) (100.0)	- (0.0)
【事業所規模】									
500人以上	100.0 (100.0)	(92.5) (7.5)		99.7 (100.0)	(92.5) (7.5)		0.3 (100.0)	(100.0) (100.0)	-
100~499人	100.0 (100.0)	(90.6) (9.4)		99.6 (100.0)	(90.5) (9.5)		0.4 (100.0)	(100.0) (100.0)	-
30~99人	100.0 (100.0)	(88.9) (11.1)		99.9 (100.0)	(88.9) (11.1)		0.1 (100.0)	(*100.0) (100.0)	-
5~29人	100.0 (100.0)	(86.1) (13.9)		98.0 (100.0)	(85.8) (14.2)		2.0 (100.0)	(*100.0) (100.0)	-
30人以上(再掲)	100.0 (100.0)	(90.4) (9.6)		99.7 (100.0)	(90.4) (9.6)		0.3 (100.0)	(100.0) (100.0)	-

資料出所 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成14年度)

(注) H13.4.1~14.3.31までの1年間に育児休業を終了し、復職予定だった者=100.0%

## (4) 現在常勤の父母の勤め先の企業規模別にみた育児休業の取得状況

(%)

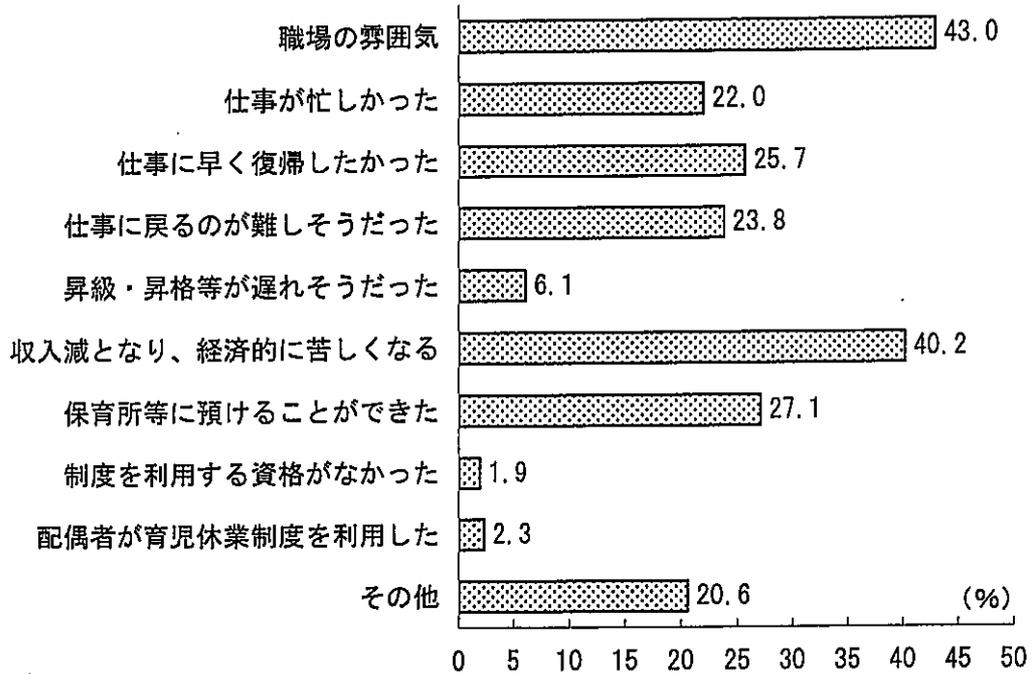
		総数	1~4人	5~99人	100~499人	500人以上	官公庁	不詳	
母	総数	7,251人	184	2,097	1,629	1,768	1,443	130	
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	取得済み・取得中・取得予定	5,815	80.2	47.8	66.8	82.3	85.8	94.9	75.4
	育児休業中	4,724	65.1	23.9	46.9	63.0	73.5	89.5	60.0
	取得していない	1,393	19.2	51.6	32.4	17.2	13.8	5.0	16.9
	制度はあるが取得しない	881	12.2	15.2	16.2	14.1	11.9	4.2	9.2
	職場の雰囲気や仕事の状況	404	5.6	6.5	8.3	6.0	5.1	1.5	6.2
	経済的なこと	263	3.6	3.3	4.5	4.4	4.0	1.3	0.8
	仕事に早く復帰したい	100	1.4	4.3	1.5	1.4	1.4	0.8	1.5
	夫が育児休業を取得	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	108	1.5	1.1	1.8	2.0	1.4	0.6	0.8
	不詳	6	0.1	-	0.0	0.2	-	0.1	-
	制度がない	326	4.5	26.1	10.3	1.7	1.1	0.6	4.6
	制度があるかどうかわからない	186	2.6	10.3	5.9	1.4	0.7	0.2	3.1
	不詳	43	0.6	0.5	0.8	0.5	0.4	0.1	7.7
父	総数	38,192人	1,413	12,926	7,580	11,305	3,791	1,177	
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	取得済み・取得中・取得予定	256	0.7	0.5	0.5	0.7	0.8	1.2	0.4
	育児休業中	6	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	取得していない	30,594	80.1	79.3	79.2	79.5	82.0	83.5	65.8
	制度はあるが取得しない	11,978	31.4	4.7	12.7	27.8	47.0	68.6	21.4
	職場の雰囲気や仕事の状況	4,437	11.6	1.0	4.2	10.3	20.0	19.9	7.3
	経済的なこと	1,394	3.6	1.3	2.1	4.1	4.9	5.9	2.0
	仕事を続けたい	508	1.3	0.6	0.7	1.0	2.0	2.2	1.6
	妻が育児休業を取得	2,401	6.3	1.0	2.9	5.2	6.7	21.7	3.8
	その他	3,019	7.9	0.8	2.6	6.7	12.7	17.5	5.5
	不詳	219	0.6	0.1	0.3	0.5	0.8	1.3	1.2
	制度がない	9,527	24.9	58.8	40.2	22.3	12.2	4.4	22.9
	制度があるかどうかわからない	9,089	23.8	15.8	26.3	29.5	22.9	10.4	21.4
	不詳	7,342	19.2	20.2	20.4	19.8	17.2	15.4	33.8

資料出所 厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」(平成13年度)

(注)1. 子が6か月時点での調査である。

2. 各々調査時現在、子が「勤め(常勤)」の母と同居している、「勤め(常勤)」の父と同居している場合のみ集計。

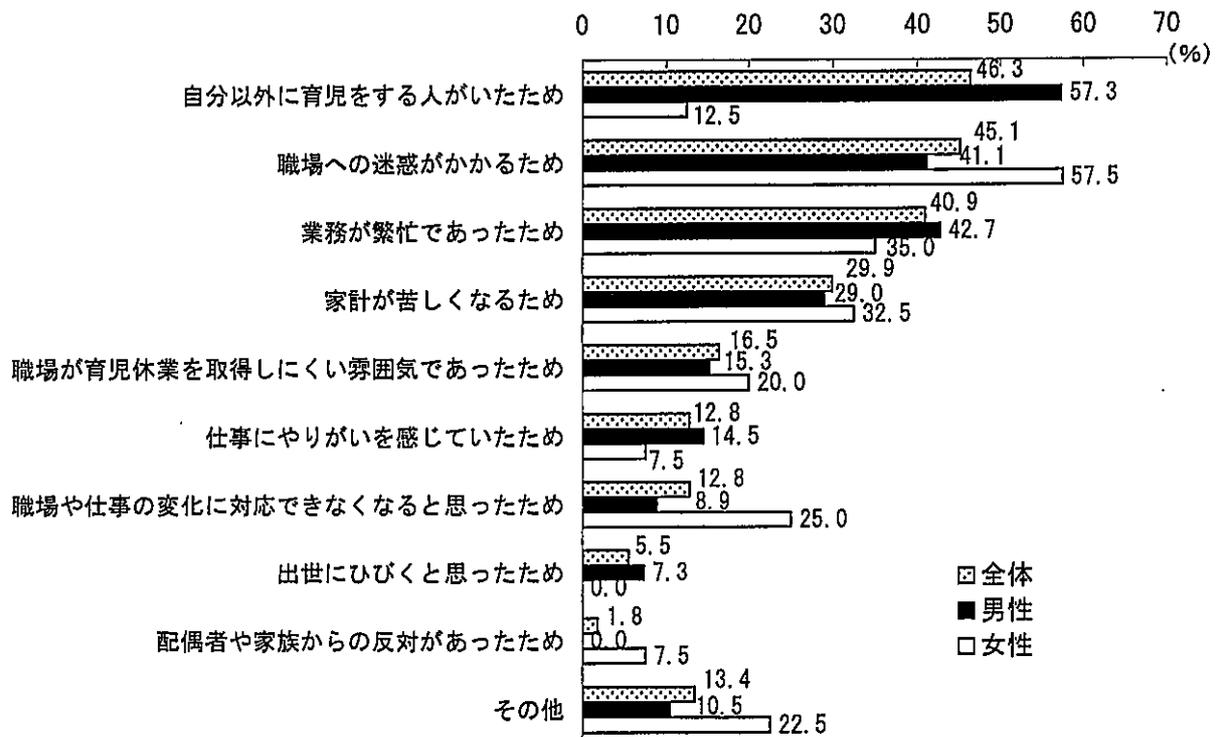
(5) 育児休業制度を利用しなかった理由（複数回答）



資料出所 女性労働協会「育児・介護を行う労働者の生活と就業の実態等に関する調査」  
(平成12年)

(注) 調査対象は、東京・大阪・名古屋の各証券取引所の一部、二部上場企業に勤務する  
小学校卒業までの子を養育する女性労働者

育児休業制度を利用できたのに取得しなかった理由（複数回答）



資料出所 ニッセイ基礎研究所「男性の育児休業取得に関する研究会報告書」(平成15年)

(6) 女性の離職理由別離職者数の構成比の推移

区分	離職者数 (万人)	構成比 (%)									
		計	契約期 間の満 了	経営上 の都合	定年	本人の 責によ る	個人的 理由	うち結 婚	うち出 産・育 児	うち介 護	死亡・ 傷病
昭和45年	231	100.0	5.1	3.9	0.4	1.7	87.0	21.8		—	2.0
50	193	100.0	5.4	8.5	1.0	2.5	80.4	25.2		—	2.1
55	186	100.0	6.7	4.1	1.6	3.8	81.8	19.3		—	2.0
60	207	100.0	6.9	5.2	2.1	3.6	80.2	16.1		—	1.9
61	205	100.0	7.1	6.5	2.3	3.1	79.0	15.6		—	2.0
62	209	100.0	9.7	5.6	2.3	3.8	76.7	16.1		—	1.9
63	221	100.0	6.8	4.0	1.6	3.1	82.5	9.4	5.9	—	2.1
平成元年	236	100.0	5.4	4.5	1.9	2.3	84.3	8.9	5.1	—	1.6
2	267	100.0	5.2	4.0	1.5	3.1	84.3	8.3	5.7	—	1.7
3	290	100.0	6.1	2.9	1.3	2.6	85.3	8.2	5.3	—	1.9
4	290	100.0	6.6	3.3	1.5	2.2	84.6	8.6	5.2	—	1.7
5	258	100.0	7.3	4.9	2.0	4.3	79.2	8.6	5.4	0.9	2.3
6	261	100.0	7.5	5.6	2.7	2.7	79.2	9.2	5.2	1.2	2.3
7	266	100.0	8.6	6.0	3.0	3.5	77.4	8.7	5.5	1.0	1.6
8	255	100.0	8.8	4.7	2.7	3.8	78.4	9.3	4.5	1.1	1.6
9	280	100.0	8.0	4.2	3.0	4.9	78.7	7.3	5.3	1.1	1.2
10	293	100.0	10.7	6.5	3.1	5.7	72.6	6.0	4.5	0.8	1.3
11	309	100.0	8.1	7.5	2.6	4.6	75.7	6.0	5.0	0.8	1.5
12	329	100.0	10.5	6.3	2.7	5.2	74.0	5.0	4.4	1.0	1.3
13	349	100.0	10.4	7.9	2.8	3.7	74.0	5.1	4.5	1.3	1.1
14	342	100.0	11.4	7.8	3.3	3.1	73.2	5.1	4.2	1.1	1.2

資料出所 厚生労働省「雇用動向調査」

- (注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的には接続しない。  
 2 平成2年までは、建設業を除いている。  
 3 「介護」は平成5年から調査している。

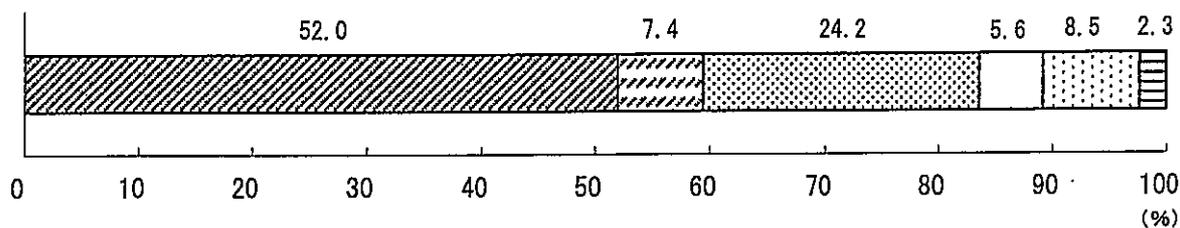
(7) 母の出産1年前の就業状況別にみた現在の就業状況

		出産1年前 (%)							
		総数	無職	有職	就業状況				
					勤め (常勤)	イト 勤め (パート・ アルバイト)	業自 営業・ 家	内職	その 他
総数	46,961人 (100.0)	20,926 (44.6)	25,606 (54.5)	14,872 (31.7)	8,092 (17.2)	2,016 (4.3)	424 (0.9)	202 (0.4)	
現在の 就業 状況	無職	34,592 73.7	96.3	56.1	49.0	78.9	18.0	53.5	52.5
	仕事を探している	4,443 9.5	7.7	11.0	11.2	13.1	1.9	9.9	7.9
	仕事を探していない	30,050 64.0	88.2	45.1	37.8	65.7	16.1	43.6	44.6
	学生	99 0.2	0.4	0.1	0.1	0.1	—	—	—
	有職	11,843 25.2	3.3	43.5	50.7	20.5	81.6	45.8	47.0
	勤め(常勤)	7,251 15.4	0.4	27.9	47.1	1.4	0.5	1.2	6.9
	勤め(パート・アルバイト)	1,963 4.2	1.5	6.4	2.4	15.6	1.1	2.6	0.5
	自営業・家業	2,019 4.3	0.7	7.3	0.8	1.6	79.7	1.2	2.5
内職	485 1.0	0.6	1.4	0.3	1.6	0.0	40.8	—	
その他	125 0.3	0.1	0.4	0.1	0.3	0.2	—	37.1	

資料出所 厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」(平成13年度)

- (注) 1. 子が6か月時点での調査である。  
 2. 調査時現在、子が母と同居している場合のみ集計。  
 3. 総数には就業状況「不詳」を含む。

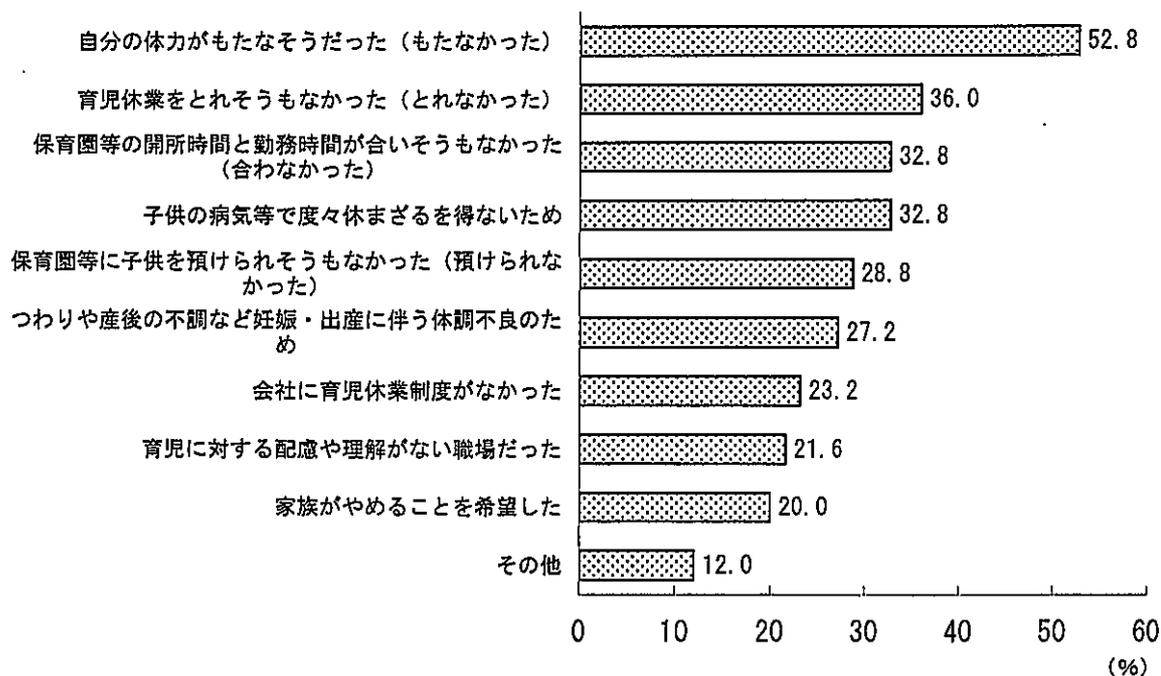
(8) 「出産1年前には雇用者で現在は無職」かつ「就学前の子供がいる女性」が仕事をやめた理由



- 家事、育児に専念するため、自発的にやめた
- 出産、育児と関係ない理由でやめた
- 仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた
- 解雇された、退職勧奨された
- その他
- 特になし

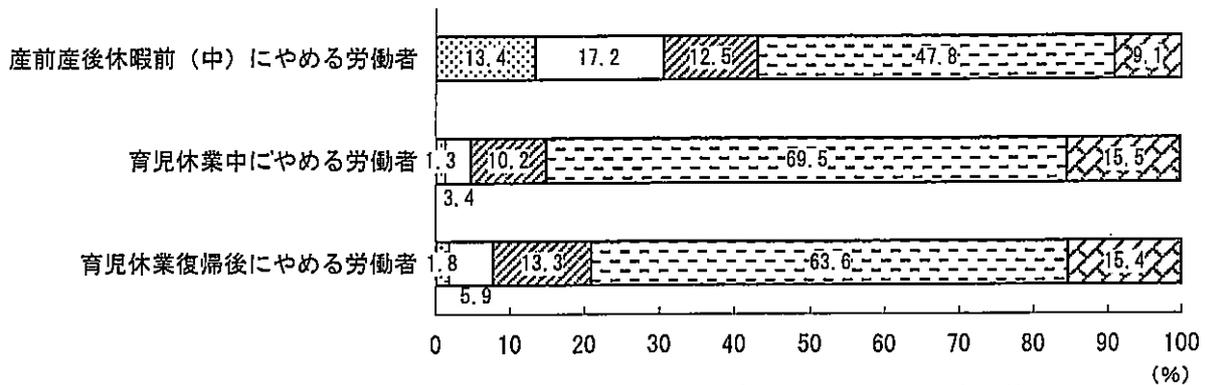
資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」(平成15年)

(9) 両立が難しかった具体的な理由(複数回答)  
 ((8)で「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた」と回答した者)



資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」(平成15年)

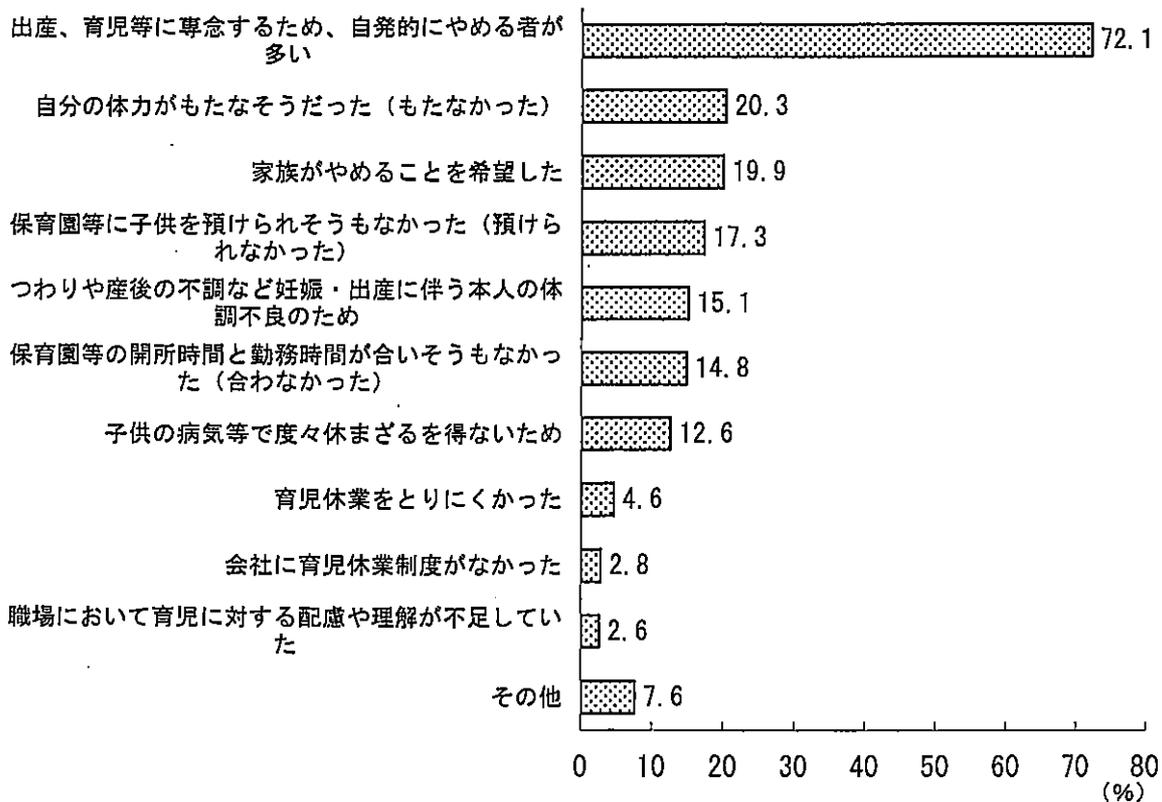
(10) 出産・育児をきっかけとしてやめる労働者について (企業調査)



□多い □どちらかといえば多い □どちらかといえば少ない □少ない □無回答

資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」(平成15年)

(11) 出産・育児をきっかけとして労働者がやめる理由の主なもの (3つまでの複数回答) (企業調査)



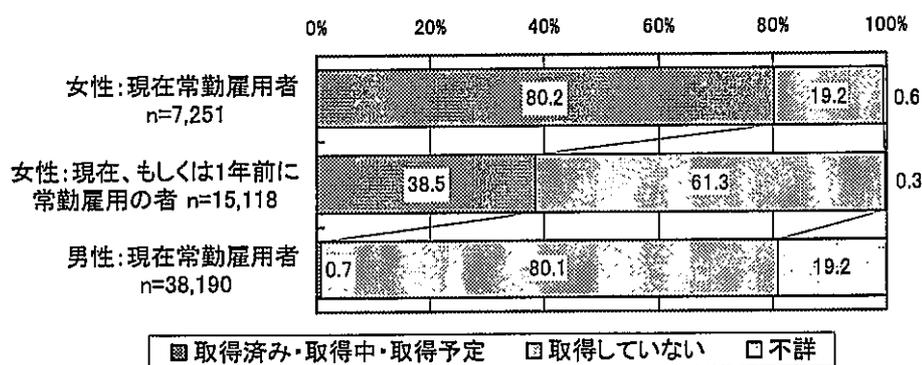
資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」(平成15年)

(12) 育児休業取得前の退職状況を加味した取得率について（試算）

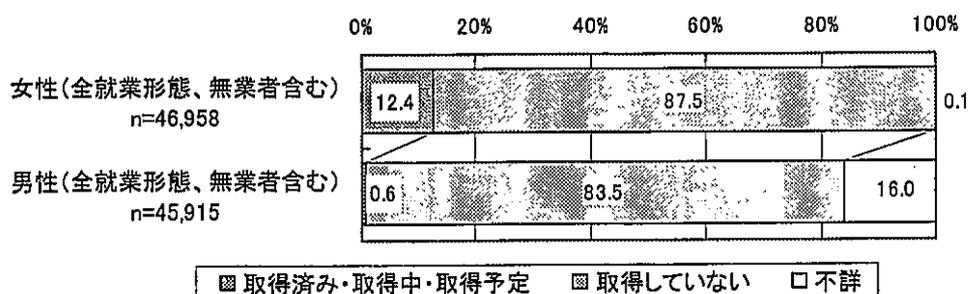
育児休業取得率の男女比較は、女性の休業取得については出産時に事業所に在籍していた労働者を母数として取得率を算出しているが、男性に関しては妻が無業のケースが多数含まれているため、そもそも男女で取得率の母数の考え方が大きく異なっており、単純に男女を比較するのが適当とはいえない面もある。そこで男性と女性の休業取得の状況を条件を近づけて比較するための試算を、厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」（平成14年）の速報値を使う。

男性は子どもの出生を理由に退職するケースは非常に少ないために、女性について、現在（出産後半年経過時）常勤雇用の女性労働者に出産1年前に常勤であったがその後退職した労働者を加えて、出産1年前、もしくは現在常勤雇用の女性を母数にして育児休業取得率を算出すると、女性の育児休業取得率は38.5%となる（図表1）。また、同調査の対象となった母親、父親の就業状況にかかわらず、全体に占める育児休業取得者を母数にすると、女性は12.4%、男性は0.6%となり、女性は妊娠、出産を契機として無業となるために、育児休業取得の母数から除外されていくケースが多い（図表2）。

図表1 育児休業取得率の試算



図表2 育児休業取得率（全就業形態、無業者を含む全員に占める割合）



資料出所 ニッセイ基礎研究所「男性の育児休業取得に関する研究会報告書」（平成15年）

## 2 対象となる労働者について

### (1) 現行の取扱い

#### ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成3年法律第76号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 育児休業 労働者(日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この条、次章、第三章、第二十一条及び第二十二条において同じ。)が、次章に定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するためにする休業をいう。

二～五 (略)

(育児休業申出があった場合における事業主の義務等)

第六条 事業主は、労働者からの育児休業申出があったときは、当該育児休業申出を拒むことができない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する労働者からの育児休業申出があった場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 労働者の配偶者で当該育児休業申出に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして厚生労働省令で定める者に該当する場合における当該労働者

三 前二号に掲げるもののほか、育児休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

2～3 (略)

#### ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成3年労働省令第25号)(抄)

(法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定める者)

第六条 法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 職業に就いていない者(育児休業その他の休業により就業していない者及び一週間の就業日数が著しく少ないものとして厚生労働大臣が定める日数以下の者を含む。)であること。

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

三 六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しない者でないこと。

四 育児休業申出に係る子と同居している者であること。

(法第六条第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第七条 法第六条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 育児休業申出があった日から起算して一年以内に雇用関係が終了することが明らかな労働者

二 一週間の所定労働日数が著しく少ないものとして厚生労働大臣が定める日数以下の労働者

三 育児休業申出に係る子の親であって当該育児休業申出をする労働者又は当該労働者の配偶者のいずれでもない者であるものが前条各号のいずれにも該当する場合における当該労働者

○子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成14年厚生労働省告示第13号）（抄）

第二 事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項

一 法第二条第一号に規定する期間を定めて雇用される者に該当するか否かを判断するに当たっての事項

労働契約の形式上期間を定めて雇用されている者であっても、当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異なる状態となっている場合には、育児休業及び介護休業の対象となるものであるが、その判断に当たっては、次の事項に留意すること。

(一) 有期労働契約の雇止めの可否が争われた裁判例における判断の過程においては、主に次に掲げる項目に着目して、契約関係の実態が評価されていること。

イ 業務内容の恒常性・臨時性、業務内容についての正社員との同一性の有無等労働者の従事する業務の客観的内容

ロ 地位の基幹性・臨時性等労働者の契約上の地位の性格

ハ 継続雇用を期待させる事業主の言動等当事者の主観的態様

ニ 更新の有無・回数、更新の手続の厳格性の程度等更新の手続・実態

ホ 同様の地位にある他の労働者の雇止めの有無等他の労働者の更新状況

(二) 有期労働契約の雇止めの可否が争われた裁判例においては、(一)に掲げる項目に関し、次のイ及びロの実態がある場合には、期間の定めのない契約と実質的に異なる状態に至っているものであると認められていることが多いこと。

イ (一)イに関し、業務内容が恒常的であること、及び(一)ニに関し、契約が更新されていること。

ロ イに加え、少なくとも次に掲げる実態のいずれかがみられること。

(イ) (一)ハに関し、継続雇用を期待させる事業主の言動が認められること。

(ロ) (一)ニに関し、更新の手続が形式的であること。

(ハ) (一)ホに関し、同様の地位にある労働者について過去に雇止めの例がほとんどないこと。

(三) 有期労働契約の雇止めの可否が争われた裁判例においては、(一)イに関し、業務内容が正社員と同一であると認められること、又は、(一)ロに関し、労働者の地位の基幹性が認められることは、期間の定めのない契約と実質的に異なる状態に至っているものであると認められる方向に働いているものと考えられること。

二～十三 (略)

(2) 育児休業対象者からの除外の有無別事業所割合

(%)

	総計	期間を定めて雇用される者							所定労働日数が週2日以下の者		
		対象	一部対象	(M.A.)			対象外	無回答	対象	対象外	無回答
				1回当たり雇用期間一定期間以上	雇用契約一定回数以上更新	その他					
【総計】	100.0 <100.0>	14.8 <16.9>	6.4 <4.4>	1.7 <1.5>	3.3 <1.0>	2.1 <2.0>	78.9 <78.5>	0.0 <0.1>	8.3 <13.6>	91.7 <86.2>	0.0 <0.2>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	15.9 <15.7>	6.9 <3.8>	2.6 <1.8>	2.9 <0.8>	1.8 <1.4>	77.2 <80.2>	0.1 <0.3>	10.4 <8.6>	89.6 <90.6>	0.1 <0.8>

	総計	勤続1年未満の者			配偶者が常態として子を養育することができる者			1年以内に退職することが明らかな者		
		対象	対象外	無回答	対象	対象外	無回答	対象	対象外	無回答
【総計】	100.0 <100.0>	14.3 <21.3>	85.7 <78.7>	0.0 <0.0>	22.5 <26.5>	77.4 <73.0>	0.2 <0.5>	25.9 <29.7>	74.1 <69.7>	0.0 <0.6>
30人以上(再掲)	100.0 <100.0>	16.8 <15.0>	83.2 <84.8>	0.0 <0.2>	21.8 <19.0>	77.9 <80.5>	0.3 <0.5>	28.1 <25.3>	71.9 <74.4>	0.1 <0.3>

資料出所 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成14年度)  
 (注) 育児休業制度の規定がある事業所=100%